

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年2月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
株式会社丸善石部店
湖南省石部東505-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535
代表取締役社長 久木 康裕
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,180.5平方メートル
 - イ 荷さばき施設の面積
195平方メートル
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前9時30分
 - (イ) 閉店時刻 午後10時
 - エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後10時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2589.9平方メートル
 - イ 荷さばき施設の面積
237平方メートル
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前9時30分
 - (イ) 閉店時刻
 - a 本のがんこ堂 午後11時
 - b 上記以外の小売店舗 午後10時
 - エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後11時30分まで
- 4 変更年月日
平成20年10月9日
- 5 変更の理由
多様な顧客ニーズへの対応
- 6 届出年月日
平成20年2月8日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
湖南省産業建設部商工観光課 湖南省中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 平成20年2月27日から平成20年6月27日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年6月27日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520 8577 大津市京町四丁目1 1

【その他参考】

敷地面積：変更前7,586m ²	変更後7,751m ²	
延床面積：変更前2,999.80m ²	変更後3,450.20m ²	(1 F のみ)
建築面積：変更前3,022.30m ²	変更後3,491.30m ²	
併設施設：0m ²		